

庁議（令和5年10月3日）結果について

- 1 開催日 令和5年10月3日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 環境部長、都市整備部長、教育総務部長、消防長、副病院長兼事務局長
企画政策課長、職員課長、市民税課長、固定資産税課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査

6 付議事項

- (1) 平塚市パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正理由及び内容 地方自治法の改正を踏まえ、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する規定を整備するほか、所要の改正を行うもの。 2 施行日 令和6年4月1日
結果	審議の結果承認された。

- (2) 平塚市市税条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正の趣旨 地方税法の一部改正等に伴い平塚市市税条例の一部を改正し、必要な規定を整備するもの。 2 改正の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人市民税の国外居住親族に係る扶養控除等の見直し、森林環境税の創設 (2) 軽自動車税種別割の税率の特例の延長、軽自動車税環境性能割・種別割の賦課徴収の特例措置の見直し、軽自動車税環境性能割の非課税及び税率の特例規定の削除 (3) 大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額及び適用の申告
結果	審議の結果承認された。

- (3) 旭地区第2次（徳延・纏・河内）住居表示整備事業について

（市街地の区域、住居表示の方法）

概要	本市は、わかりやすく、訪ねやすいまちづくりを目指し、昭和39年より住居表示の整備を進めている。旭地区では、令和4年に第1次として、山下、高根、万田地区の住居表示を実施。第2次として、徳延、纏、河内地区の住居表示実施を令和7年度に実施予定としている。地元自治会より推薦された方で構成する旭地区第2次住居表示実
----	---

	<p>施検討会で検討した「市街地の区域ならびに住居表示の方法（案）」について、令和5年8月に市住居表示審議会へ諮問し、原案のとおり異議がない旨の答申があった。このことから、住居表示に関する法律の規定に基づき、令和5年12月議会に上程する。</p>
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改定理由 令和6年9月から中学校完全給食を開始することに伴い、中学校給食費の徴収管理を公会計で行うため、「平塚市学校給食の管理に関する条例」の一部を改正するもの。</p> <p>2 改定内容 条例の対象範囲を次のとおり変更する。 (1) 市立の小学校 → 市立の小学校及び中学校 (2) 平塚市立金目小学校五領ヶ台分校 →平塚市立金目小学校五領ヶ台分校 及び平塚市立金目中学校五領ヶ台分校 (3) 児童 → 児童及び生徒</p> <p>3 施行日 令和6年9月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市火災予防条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の要点 対象火気省令の一部改正に伴い、平塚市火災予防条例についても同様の改正を行うもの。 (1) 蓄電池設備に係る基準について 規制基準値と単位を見直すほか、設置方法等必要な基準を追加する。 (2) 固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離について 厨房設備の離隔距離を見直し、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定める。</p> <p>2 施行日 令和6年1月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(6) 平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(案)について

概要	<p>1 改正理由 パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため。</p> <p>2 施行日 令和6年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(7) 平塚市民病院の診療費その他の費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例
(案) について

概要	<p>1 改正理由 特別入院室使用料について、サービス内容や近隣公立病院の状況を踏まえ、一部見直しを行うもの。</p> <p>2 施行日 令和6年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(8) 平塚市みどり基金条例の一部を改正する条例 (案) について

概要	<p>1 改正理由 本市に残された樹林を保全し、緑化の推進等を図るとともに、ヒートアイランド現象に代表される気候変動への対策として、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する必要があるため、その財源として、既存の「平塚市みどり基金」の目的及び使途を拡大し、「平塚市環境みどり基金」として、リニューアルする。</p> <p>2 改正内容 平塚市みどり基金の目的及び使途を拡大するため、基金設置の目的とその処分に関する規定を改正するとともに、「平塚市環境みどり基金」と名称を変更する。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、条例公布日とする。</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 平塚市環境基本計画 (2017年～2026年) 別冊 (素案) に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>令和4年4月に施行された「改正地球温暖化対策推進法」の趣旨に沿うために、現行の「平塚市環境基本計画」に盛り込まれていない再エネ利用促進等の施策及び施策の実施目標の設定等を定めるために、平塚市環境基本計画別冊 (素案) を策定した。</p> <p>については、次のとおりパブリックコメント手続を実施する。</p> <p>1 意見募集の期間 令和5年11月6日 (月) から令和5年12月5日 (火) まで</p> <p>2 募集内容の周知 広報ひらつか (11月第1金曜日号)、市ウェブ、SNS、記者発表 (資料提供)</p> <p>3 素案の閲覧方法 公共施設 (市役所 (市政情報コーナー、環境政策課)、各公民館、各図書館、駅前窓口センター、ひらつか市民活動センター) での閲覧及び配布</p> <p>4 意見の募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、電子申請システム</p> <p>5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えを一括して回答・公表する。</p>
----	---

(2) 「(仮称)次期平塚市総合計画(1次素案)」に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>平塚市総合計画は、市政運営を総合的、計画的に進めるための指針を示した、最上位の行政計画である。計画策定から8年が経過し、その間、人口減少・少子高齢化が進んでおり、これからの時代により的確に対応するため、令和6年度を始期とする新たな総合計画を策定する。</p> <p>この度、1次素案がまとまったので、パブリックコメント手続を実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 意見募集期間 令和5年10月17日(火)から令和5年11月15日(水)まで2 募集内容の周知 広報ひらつか(10月第1金曜日号)、市ウェブ、SNS、記者発表(資料提供)3 1次素案の閲覧方法 公共施設(市役所本館、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター、各福祉会館、子育て支援センター、保健センター、青少年会館)での閲覧及び市ウェブへの掲載4 意見の提出方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、電子申請システム5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えを一括して回答・公表する。
----	--

以上